

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（以下この条において「新農協告示」という。）第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新農協告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定並びに新農協告示第二条第五項（新農協告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定する別紙様式第一号の二は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新農協告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新農協告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新農協告示第三条第五項（新農協告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係

る期間をいう。以下同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新農協告示第四条第一項において準用する新農協告示第二条第四項及び第五項の規定、新農協告示第四条第二項において準用する新農協告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新農協告示第四条第一項において準用する新農協告示第二条第五項及び新農協告示第四条第二項において準用する新農協告示第三条第五項に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する半期(四月から九月までの半期をいう。以下同じ。)に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

(漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(以下この条において「新漁協告示」という。)第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項(新漁協告示第四条第一項において準用する場合を除く。)の規定並びに新漁協告示第二条第五項(新漁協告示第四条第一項において準用する場合を除く。)に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する事業年度に

係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新漁協告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新漁協告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新漁協告示第三条第五項（新漁協告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新漁協告示第四条第一項において準用する新漁協告示第二条第四項及び第五項の規定、新漁協告示第四条第二項において準用する新漁協告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新漁協告示第四条第一項において準用する新漁協告示第二条第五項及び新漁協告示第四条第二項において準用する新漁協告示第三条第五項に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（以下この条において「新再編強化告示」という。）第二十三条において準用する銀行法施行規則第十九条の二第二項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（平成三十年金融庁告示第 号）第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）（以下この条において「新自己資本開示告示」という。）第十条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新再編強化告示第二十五条において準用する新自己資本開示告示第十一条において準用する場合を除く。）の規定並びに新再編強化告示第二十三条において準用する新自己資本開示告示第十条第五項（新再編強化告示第二十五条において準用する新自己資本開示告示第十一条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新再編強化告示第二十四条において準用する新自己資本開示告示第十二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新再編強化告示第二十五条において準用する新自己資本開示告示第十三条において準用する場合を除く。）の規定並びに新再編強化告示第二十四条において準用する新自己資本開示告示第十二条第五項（新再編強化告示第二十五条において準用する新自己資本開示告示第十三条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新再編強化告示第二十五条において準用する新自己資本開示告示第十一条において準用する新自己資本開示告示第十条第四項及び第五項の規定並びに同項に規定する別紙様式第十一号の二並びに新再編強化告示第二十五条において準用する新自己資本開示告示第十三条において準用する新自己資本開示告示第十二条第四項及び第五項の規定並びに同項に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。